

平成29年7月31日
(照会先)
リスク統括部長 遠藤 弘之
(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成29年6月分)について

平成29年6月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成29年6月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 平成29年6月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成29年度に発生した事務処理誤りが10件、平成28年度が81件、平成27年度が19件、平成26年度が12件、平成25年度以前が289件、合計411件(市区町村において発生した9件、委託業者等が発生させた26件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な383件について、一覧で事象をお示ししています。

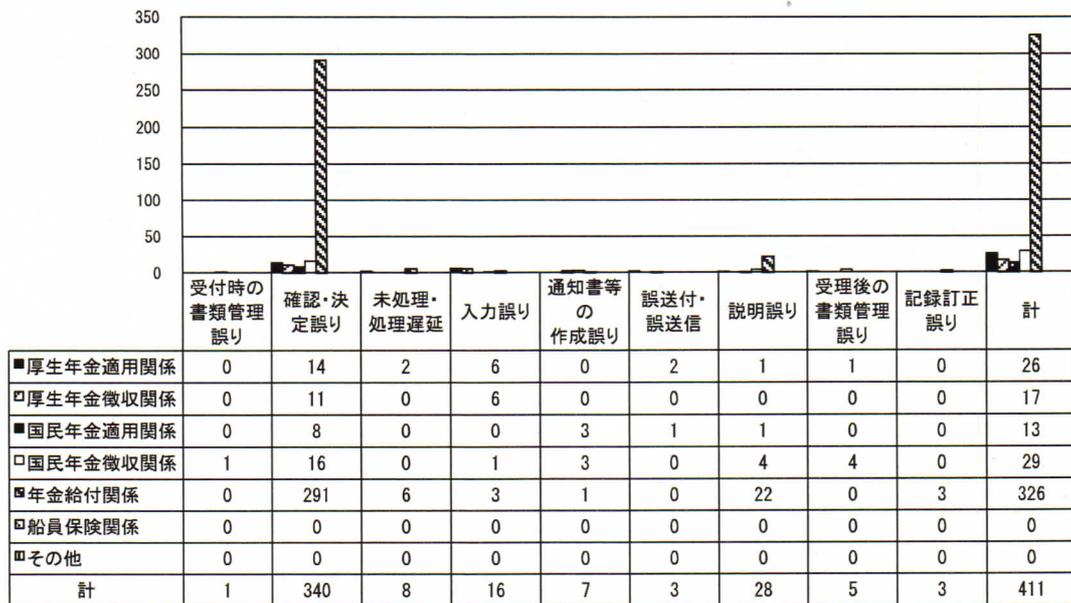
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
件数	262(1)	8	1	5(1)	6(1)	2	5	12(1)	19(6)	81(22)	10(3)	411(35)
割合	63.8%	2.0%	0.2%	1.2%	1.5%	0.5%	1.2%	2.9%	4.6%	19.7%	2.4%	100.0%

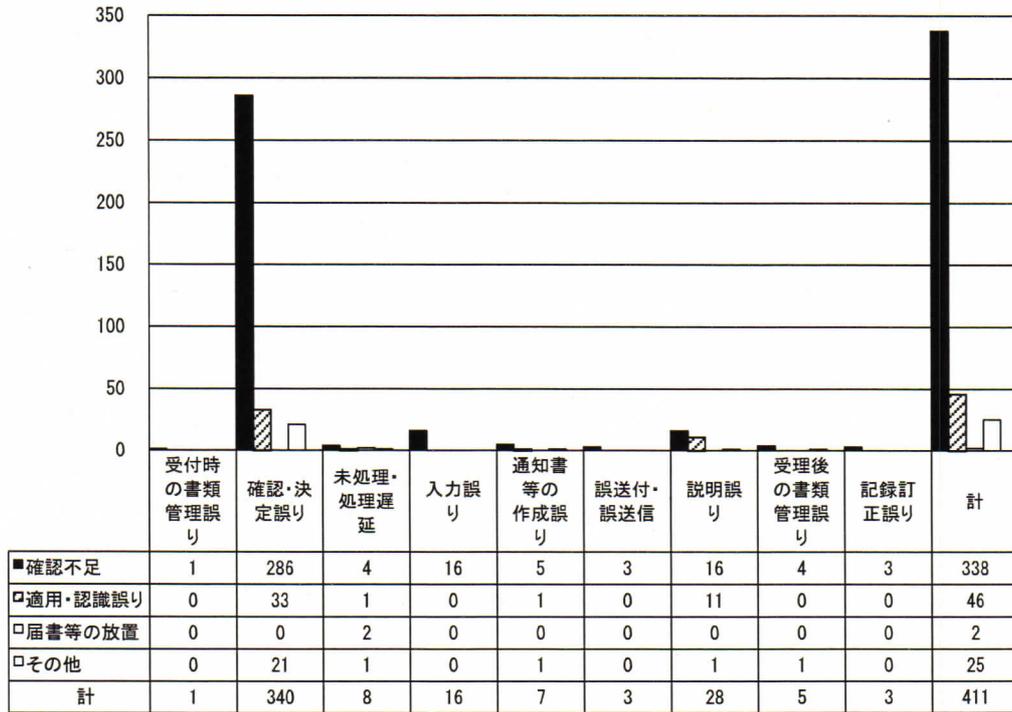
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

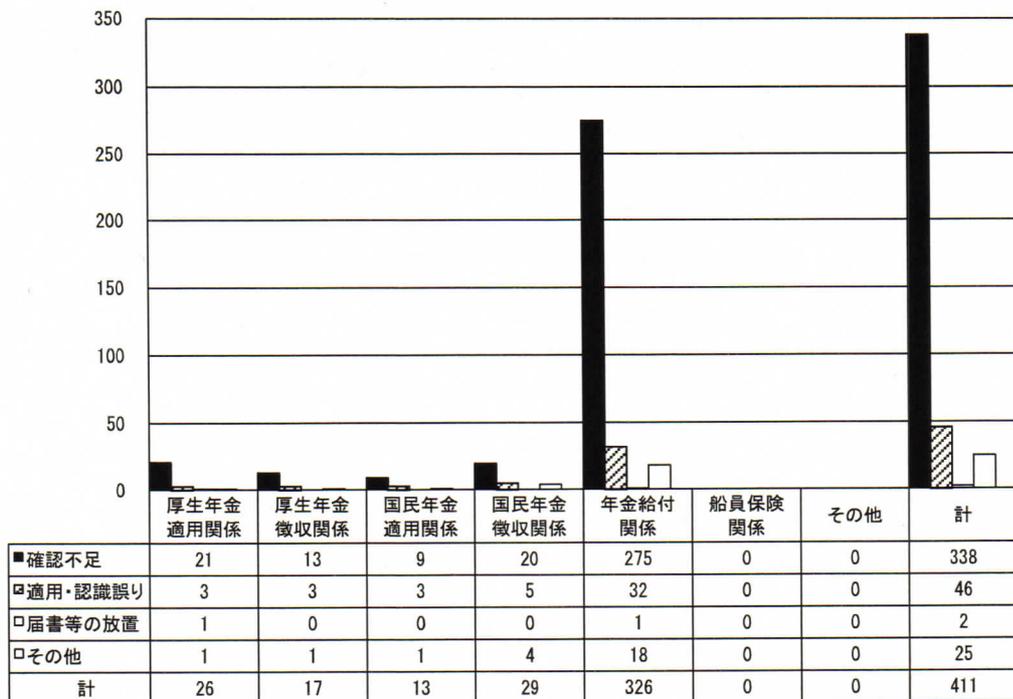
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



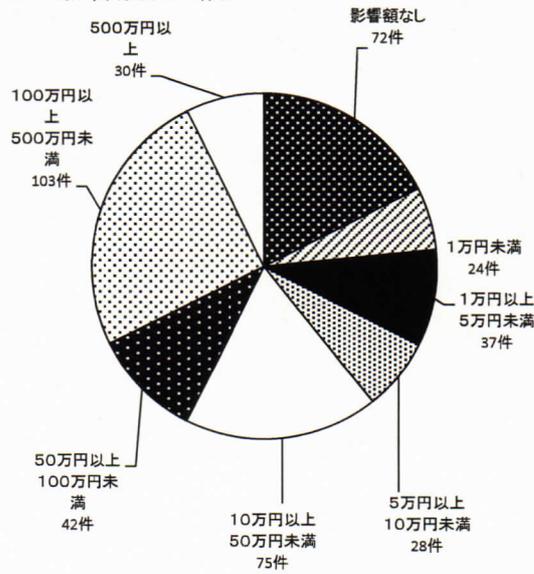
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

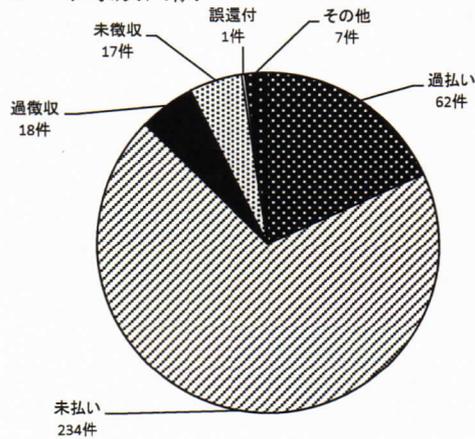


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	13	3	9	17	30	0	0	72
1万円未満	1	3	0	5	15	0	0	24
1万円以上 5万円未満	1	0	1	3	32	0	0	37
5万円以上 10万円未満	2	2	0	1	23	0	0	28
10万円以上 50万円未満	4	6	3	2	60	0	0	75
50万円以上 100万円未満	2	0	0	0	40	0	0	42
100万円以上 500万円未満	3	3	0	1	96	0	0	103
500万円以上	0	0	0	0	30	0	0	30
計	26	17	13	29	326	0	0	411

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	62件	32,163,646	518,768
未払い	234件	453,000,716	1,935,900
過徴収	18件	11,282,180	626,787
未徴収	17件	1,516,596	89,211
誤還付	1件	15,020	15,020
その他	7件	40,356,978	5,765,282
計	339件	538,335,136	1,588,009

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

未払いと過払い	4件	28,906,029
未払いと過徴収	2件	8,069,722
過払いと未徴収	1件	3,381,227

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	336件	81.8%
外部	75件	18.2%
計	411件	100.0%

○日本年金機構の平成29年6月分の事務処理誤り一覧(1~39ページ)

- | | | | |
|-------------|-------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 1~24 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 5P | 整理番号 25~37 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 7P | 整理番号 38~50 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 9P | 整理番号 51~77 |
| 5. 年金給付関係 | | 13P | 整理番号 78~383 |

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2014年 7月9日	2017年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、資格取得届の処理時に、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。 	2名	なし	0
2			東京	東京広域 事務センター	2016年 5月12日	2017年 5月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、資格取得届の審査時に基礎年金番号の補正を誤り、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。 	2名	なし	0
3			東京	武蔵野	2015年 11月20日	2016年 7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○事務センターから連絡があり、70歳以上の被保険者にかかる健康保険被保険者資格取得届の審査時に確認が不足し、健康保険の資格取得処理を不要としたため、健康保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。健康保険の資格取得処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。 	1事業所 1名	未徴収	100,447
4			埼玉	浦和	2017年 5月2日	2017年 5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、誤った事業所整理記号で処理を行っていたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。 	2事業所 1名	未徴収	65,850
5		入力誤り	京都	京都西	2016年 10月6日	2016年 12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険労務士から問合せがあり、資格取得届について報酬月額を誤って入力したため、標準報酬月額が誤って決定され、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びのうえ説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1事業所 1名	未徴収	4,174
6		説明誤り	石川	金沢北	2017年 2月23日	2017年 2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○機構本部に事務処理手順の確認を行ったところ、二以上事業所勤務者にかかる職権による資格取得処理の順序について、誤った説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、職権適用にかかる事務処理手順を再確認し、手順を徹底するよう周知しました。 	1事業所	なし	0
7	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	三重	四日市	1995年 9月5日	2016年 7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、算定基礎届の処理時に確認が不足し、被保険者の標準報酬月額を入れ違えて処理票に転記し、処理したため、年金額に未払いと過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●現在は処理票に標準報酬月額を転記することによる処理は行いませんが、今回の事象について担当部署において周知し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1事業所 8名	その他	724,621
8	入力誤り		愛知	名古屋広域 事務センター	2015年 7月22日	2017年 1月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、委託業者が算定基礎届について報酬月額を誤って入力し、標準報酬月額が誤って決定されたため、保険料が未徴収となり、年金の調整が正しく行われず過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びのうえ説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●現在の委託業者に対し今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1事業所 1名	その他	3,381,227

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
9	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 1月10日	2017年 2月16日	○事業所から問合せがあり、月額変更届の審査時に、不備箇所について事業所への確認が不足し、改定年月を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書の審査時に不備箇所があった場合、事業所への聞き取り及び補正を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
10			静岡	事務センター	2017年 4月10日	2017年 5月15日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の用紙を使用して提出された月額変更届の審査時に確認が不足し、誤って算定基礎届として処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
11	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2017年 5月22日	2017年 5月25日	○機構本部から連絡があり、事業所あてに送付する磁気媒体の賞与支払届に同封する案内文書について、委託業者への指示が不徹底であったため、誤って旧様式の案内文書を同封し送付していたことが判明しました。 ●担当部署において、事業所に正しい案内文書を送付しました。 ●担当部署において、文書が様式変更となった際の、委託業者への情報伝達完了の確認を徹底するよう周知しました。	1,199 事業所	なし	0
12	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 8月3日	2016年 12月6日	○事業所から問合せがあり、被扶養者(異動)届について審査時に確認が不足し、誤って他の被扶養者を削除処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
13	70歳以上被用者関連届書の誤り	入力誤り	山梨	事務センター	2016年 7月29日	2016年 10月20日	○お客様から問合せがあり、委託業者が70歳以上被用者算定基礎届について標準報酬月額相当額の入力を誤ったため、年金の調整が正しく行われず、未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在の委託業者に対し今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	136,497
14			愛知	名古屋広域 事務センター	2016年 12月6日	2017年 2月16日	○お客様から問合せがあり、委託業者が70歳以上被用者不該当届について不該当区分の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	368,360
15			静岡	事務センター	2015年 10月2日	2017年 3月15日	○お客様から問合せがあり、委託業者が70歳以上被用者該当届について必要な項目の入力を一部漏らしたため、年金が正しく調整されず未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在の委託業者に対し今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,060,804

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	70歳以上被用者関連届書の誤り	入力誤り	静岡	事務センター	2016年 10月6日	2017年 3月14日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が70歳以上被用者月額変更届について入力を漏らしていたため、年金の調整が正しく行われず、未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及びお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	920,783
17	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	高知	高知東	2017年 1月16日	2017年 4月24日	○機構本部から連絡があり、二以上事業所勤務者にかかる賞与支払届について、届書を管理する拠点間での連絡が不足したため、処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、拠点間での連絡を徹底するとともに、システムによる届書の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	60,124
18	新規適用届の誤り	確認・決定誤り	宮城	大河原	2016年 11月5日	2017年 2月24日	○機構本部から連絡があり、新規適用届の処理のために事業所整理記号を払出しする際の確認不足により、既に払出しされている事業所整理記号を使用して処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、事業所整理記号を新規に払出す際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
19	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	2016年 10月18日	2016年 12月7日	○お客様から問合せがあり、保有個人情報開示請求書及び法人文書開示請求書について、処理手順の確認が不足し、適正な順序での処理を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書の処理を行い、回答を送付しました。 ●担当部署において、開示請求書にかかる事務処理手順を再確認し、手順を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
20	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 5月12日	2017年 5月16日	○内部点検により、委託業者が育児休業等取得者終了届の入力時に確認が不足し、すでに登録済みのため処理不要とすべきところ、誤って育児休業の取消処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 2名	過徴収	2,141,876
21	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	埼玉	浦和	2014年 8月14日	2014年 8月18日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 178名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
22	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	東京広域事務センター	2016年 10月6日	2017年 3月13日	○内部点検により、委託業者において資格取得届の入力準備の際に確認が不足し、届書の画像データ化処理が漏れ未処理となったため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、届書の画像データと原本との突合せを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未徴収	202,202
23			愛知	瀬戸	2016年 11月4日	2017年 3月2日	○他の年金事務所から連絡があり、他拠点から依頼があった二以上事業所勤務者にかかる資格喪失日の訂正が未処理となったため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、他拠点から回送された記録補正依頼書等について、書類の管理を適切に行うとともに、管理簿を作成し、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	23,871
24		受理後の書類管理誤り	神奈川	平塚	2016年 2月3日	2016年 3月2日	○内部点検により、提出された資格喪失届及び住所変更届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。資格喪失届及び住所変更届を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
25	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2016年 11月11日	2016年 11月18日	○事業所から問合せがあり、保険料の充当処理時に確認が不足し、保険料の調整額を誤って登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、保険料調整作成時の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	10事業所	過徴収	1,229,114
26	口座振替申出書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2017年 1月31日	2017年 2月28日	○事業所から問合せがあり、口座振替納付(変更)申出書の審査時に確認が不足し、他の事業所の届出として処理を行ったため、保険料が他の事業所の口座から引き落とされたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	133,826
27			千葉	事務センター	2017年 3月3日	2017年 4月17日	○社会保険労務士から問合せがあり、所在地変更に伴う口座振替納付(変更)申出書の審査時に確認が不足し、処理済みとしたため、保険料が口座振替されなかったことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
28			入力誤り	神奈川	相模原	2015年 8月4日	2015年 11月25日	○事業所から問合せがあり、口座振替納付(変更)申出書の口座番号を誤って入力したため、口座振替が開始されなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査・入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収
29			埼玉	埼玉広域 事務センター	2017年 1月24日	2017年 3月9日	○事業所から問合せがあり、委託業者が口座振替納付(変更)申出書の口座番号を誤って入力したため、口座振替が開始されなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	53,180
30			愛知	大曾根	2016年 12月8日	2017年 4月14日	○事業所から問合せがあり、口座振替納付(変更)申出書の金融機関コードを誤って入力したため、口座振替が開始されなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査・入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	234,716
31	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	山梨	大月	2015年 10月20日	2016年 8月22日	○社会保険労務士から問合せがあり、二以上事業所勤務者の資格喪失処理時に確認が不足し、保険料の登録を削除していなかったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及びそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる事務処理手順を再確認するとともに、審査時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	3事業所	過徴収	2,542,369

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
32	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	福岡	南福岡	2010年 4月20日	2017年 4月6日	○担当部署において事業所の記録を確認していたところ、二以上事業所勤務者が勤務する事業所が管轄外へ所在地変更をした際に、保険料の登録を削除していなかったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる事務処理手順を再確認するとともに、審査時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	2,090,200
33			沖縄	那覇	2016年 10月12日	2016年 12月13日	○担当部署において二以上事業所勤務者にかかる保険料の確認を行っていたところ、保険料登録処理時に確認が不足し、誤った金額で保険料を決定し登録していたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	196,000
34			東京	北	2017年 3月1日	2017年 5月23日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務者にかかる記録訂正を行った際に確認が不足し、すでに登録しているため処理不要である保険料登録処理票を作成し、処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、保険料登録票作成時の内容確認及び保険料登録票を作成する部署と登録する部署間での情報共有を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
35		入力誤り	新潟	新潟西	2016年 4月7日	2016年 10月12日	○担当部署において二以上事業所勤務者にかかる保険料の確認を行っていたところ、保険料の登録処理時に保険料額を誤って入力したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	546
36		厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	神奈川	相模原	2014年 11月7日	2016年 6月16日	○内部点検により、時効完成している期間の保険料について、確認不足により誤って納付書を作成し送付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、事務処理手順の再確認を行うとともに、納付書作成時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収
37	新潟			柏崎	2016年 9月23日	2016年 10月25日	○担当部署において保険料の納入確認を行っていたところ、事業所から納付受託された2ヶ月分の保険料について、それぞれの納付目的年月日を誤って納付委託していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、納付目的年月日の訂正を行いました。 ●担当部署において、納付委託の際のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
38	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	平塚	2010年 6月1日	2016年 9月27日	○市町村から連絡があり、本来海外転出による任意加入期間となるところ、誤って強制加入期間として国民年金被保険者資格取得届を受付し処理が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、受付時における任意加入者か否かの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
39	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2012年 2月20日	2017年 3月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書について、合算対象期間の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40			岐阜	岐阜南	2012年 1月16日	2017年 2月1日	○担当部署で年金記録の確認を行ったところ、満額の老齢基礎年金受給権者であるにもかかわらず、国民年金任意加入申出書を受付し、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	15,420
41			東京	上野	2013年 7月8日	2016年 3月17日	○担当部署で年金記録の確認を行ったところ、外国籍の方は任意加入できないにもかかわらず、国民年金任意加入申出書を受付し、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を受付する際は国籍要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	495,930
42	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	東京	文京	2016年 2月17日	2016年 12月13日	○内部点検により、本来行うべき資格記録訂正処理が行われず、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、不足分の保険料を納付していただきました。 ●担当部署において、資格記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	191,660
43			高知	南国	1971年 9月頃	2016年 12月19日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金の任意加入期間に該当する期間に任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
44			大分	佐伯	1997年 1月頃	2016年 3月7日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金の任意加入期間に該当する期間に任意加入の案内をせず、強制加入期間として老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書の処理時や年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	215,693
45			香川	高松西	1997年 11月1日	2016年 10月13日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金の任意加入期間に該当する期間に任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
46	国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届の誤り	説明誤り	兵庫	西宮	2016年 7月25日	2016年 11月10日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届について、窓口相談時に正しい制度と事務処理の流れを説明できていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
47	国民年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	香川	高松広域 事務センター	2017年 3月27日	2017年 4月5日	<p>○お客様から問合せがあり、時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届受理通知書について、誤って同じ通知書を2枚発行の上送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、不要な受理通知書を回収しました。</p> <p>●担当部署において、通知書作成時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
48			福岡	福岡広域 事務センター	2017年 2月20日	2017年 2月24日	<p>○内部点検により、20歳の国民年金加入の通知書について、本来該当しない方に対して送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、通知書作成時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	13名	なし	0
49			岡山	岡山広域 事務センター	2017年 3月24日	2017年 3月27日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金第1号被保険者種別変更通知書について、文書作成日の記載を誤って作成し送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当部署からお詫びの文書及び正しい通知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、通知書作成時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	62名	なし	0
50	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	名古屋広域 事務センター	2016年 12月27日	2017年 1月5日	<p>○お客様から問合せがあり、年金手帳の再発行依頼時において、市町村が誤った送付先を登録したことにより他のお客様に送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、正しいお客様に送付しました。</p> <p>●市町村に対して、送付先の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
51	国民年金付加保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	静岡	富士	2016年 8月1日	2016年 9月29日	○お客様から問合せがあり、市町村の確認不足により、国民年金加入時に付加保険料制度の案内を漏らしたため、付加保険料が納付できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付し、付加保険料納付書を送付しました。 ●市町村に対して、年金記録の確認を徹底し、必要な手続きを案内するよう依頼しました。	1名	未徴収	400
52		説明誤り	兵庫	西宮	2016年 2月7日	2016年 6月20日	○お客様から問合せがあり、海外転出による国民年金任意加入申出書受付時に、付加保険料の納付意思を確認すべきところ、確認が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付し、付加保険料納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書受付時における付加保険料の納付意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	1,600
53			奈良	桜井	2016年 11月30日	2017年 1月10日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に付加保険料の納付を希望されていたにもかかわらず、種別変更の手続き及び国民年金付加保険料納付申出書の案内を漏らしたため、付加保険料の納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付し、付加保険料納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	未徴収	400
54	国民年金保険料追納申出書の誤り	確認・決定誤り	千葉	事務センター	2016年 11月28日	2017年 3月2日	○担当部署で還付対象者の確認をしたところ、国民年金保険料追納申出書の審査時に確認が不足し、申込期間より前に追納可能期間があるにもかかわらず誤った期間の納付書を作成したため、納付の順番誤りにより追納できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お支払いいただいた保険料を還付し、正しい追納期間で再度申込まいただきました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	189,090
55		説明誤り	東京	新宿	2016年 10月21日	2016年 12月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納制度の相談時に追納期限の説明を行わなかったため、追納期限が経過し追納できない期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付し、追納納付書を送付しました。 ●担当部署において、相談時の追納期限の説明を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,000
56	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	堀江	2015年 9月4日	2017年 1月17日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金後納保険料納付申出書を受付した際に申込月数を誤り、老齢年金の受給資格を取得するための期間が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、不足分の保険料を納付していただきました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
57			北海道	函館	2012年 12月頃	2017年 3月1日		1名	なし	0
58			愛媛	松山西	2014年 3月14日	2016年 3月7日		1名	なし	0
59			富山	魚津	2014年 8月28日	2016年 4月26日	○事務センターから連絡があり、国民年金後納保険料納付申出書について、後納対象外期間であるにもかかわらず後納期間として受付し保険料を徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料について還付及び充当の処理を行いました。 ●担当部署において、後納対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	3,760

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
60	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	北海道	砂川	2005年 7月頃	2016年 5月25日	○お客様から問合せがあり、法定免除期間の保険料を通常保険料として納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、免除期間となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,637,240
61	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2016年 8月4日	2016年 8月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請について、市町村より提供された所得情報に誤りがあり、正しい免除審査を行えなかったことが判明しました。 ●市町村においてお客様にお詫びの文書を送付し、正しい所得情報で再度審査を行いました。 ●市町村に対して、正しい所得情報を提供するよう依頼しました。	5名	なし	0
62			福岡	福岡広域 事務センター	2015年 8月27日	2016年 11月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請書について、委託業者による処理票への転記誤りにより、誤った免除区分で決定され保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●委託業者に対して、今回の事象について説明し、審査時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	11,700
63			香川	高松広域 事務センター	2016年 12月19日	2017年 2月2日	○内部点検により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書について、異なる年度の所得で審査を行い免除が決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年度の所得で審査を行い、承認通知書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
64			国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 4月4日	2017年 5月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替方法変更依頼について、本来必要としない金融機関への確認を行ったため処理が間に合わず、変更前の振替方法で徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、事務処理手順について再確認し、適切な事務処理を行うよう周知しました。	1名
65		入力誤り	群馬	高崎	2017年 3月24日	2017年 4月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤り、誤った名義人で口座振替開始の通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、処理時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
66	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2016年 12月20日	2017年 1月13日	○内部点検により、本来行うべき記録訂正処理が行われず、不要な国民年金保険料納付書が発行されていたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	11名	なし	0
67			大阪	難波	2017年 3月17日	2017年 3月27日	○機構本部から連絡があり、国民年金2年前納付書について、担当者の認識不足により、制度施行前にお客様に送付し、納付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。納付いただいた保険料を還付し、制度施行後に再度納付していただきました。 ●担当部署において、2年前納付書の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
68	国民年金保険料納付書の誤り	説明誤り	大阪	堀江	2016年 4月28日	2016年 5月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料について、1年前納での納付が可能であるにもかかわらず、担当者の認識誤りにより、1年前納納付書は作成はできない旨説明し、6ヶ月前納により保険料を徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。納付いただいた保険料について、後日前納保険料との差額を還付しました。 ●担当部署において、国民年金保険料前納制度について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,880
69	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	北海道	小樽	2016年 8月29日	2016年 10月11日	○内部点検により、国民年金保険料免除・納付猶予の勧奨について、免除対象者とならないお客様に申請書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、申請書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	212名	なし	0
70			北海道	事務センター	2017年 5月31日	2017年 6月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料学生納付特例の勧奨について、誤った申請年度が記載された申請書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書及び正しい申請年度の申請書を送付しました。 ●担当部署において、申請書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	3,239名	なし	0
71			長崎	長崎南	2016年 10月18日	2016年 12月21日	○お客様から問合せがあり、来所通知書について、誤った未納期間を記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
72	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 1月5日	2017年 4月7日	○お客様から問合せがあり、市町村の回付誤りにより、国民年金保険料口座振替納付申出書が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●市町村に対して、届書を適切に回付するよう依頼しました。	1名	なし	0
73		受付時の書類管理誤り	島根	出雲	2017年 3月3日	2017年 4月3日	○内部点検により、国民年金保険料還付請求書が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	65,040
74		受理後の書類管理誤り	三重	津	2016年 12月16日	2017年 4月6日	○担当部署で届書の進捗を確認したところ、市町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除・納付猶予申請書を再度提出していただき処理を行いました。 ●市町村に対して書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
75			長野	岡谷	2016年 11月頃	2016年 11月7日	○内部点検により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除・納付猶予申請書を再度提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	5名	なし	0
76			兵庫	尼崎	2014年 8月頃	2014年 10月20日	○担当部署で届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除・納付猶予申請書を再度提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	21名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
77	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	群馬	高崎広域事務センター	2017年 2月1日	2017年 3月17日	<p>○担当部署で届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料学生納付特例申請書の所在が不明になっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料学生納付特例申請書を再度提出していただき処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
78	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	青森	八戸	1979年 2月頃	2016年 1月19日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	466,007
79			広島	福山	1984年 10月1日	2016年 4月13日		1名	未払い	52,648
80			和歌山	田辺	1982年 11月頃	2016年 1月27日		1名	未払い	53,066
81			埼玉	大宮	1990年 5月17日	2015年 11月30日		1名	未払い	472,115
82			東京	江東	2004年 3月12日	2014年 5月28日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合期間の判明時に老齢年金の受給権発生年月日の訂正及び加入可能期間を超過した高齢任意加入期間についての削除を行うべきところ、そのまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金をお支払いし、過徴収となった保険料について還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	610,957
83			広島	広島南	2003年 7月1日	2015年 12月25日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、高齢任意加入の必要がないにもかかわらず任意加入の手続きを行っていたこと及び老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金をお支払いし、過徴収となった保険料について還付処理を行いました。 ●担当部署において、高齢任意加入受付時及び年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	7,458,765
84			奈良	奈良	1982年 12月1日	2016年 1月19日	○事務センターから連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	162,091
85			広島	広島西	1987年 8月1日	2015年 11月19日	○機構本部から連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,050
86			福岡	直方	1980年 1月22日	2016年 4月14日		1名	未払い	20,475
87	愛知	豊橋	1984年 10月頃	2015年 12月28日	1名	未払い		92,659		
88	静岡	島田	1976年 12月1日	2016年 1月20日	1名	未払い		35,021		
89	愛知	一宮	1984年 8月9日	2016年 3月22日	○機構本部から連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の通算老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,308,123		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
90	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌北	1971年 1月頃	2016年 2月23日	○担当部署において確認したところ、先発の老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,628,559	
91			福岡	直方	1981年 6月1日	2015年 12月2日		1名	未払い	519,286	
92			新潟	新潟東	2009年 3月17日	2014年 9月29日	○担当部署において確認したところ、記録訂正に伴いお客様に年金請求書を提出いただくべきところ、確認不足から年金請求の案内を漏らし請求書を受け付けていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	12名	未払い	16,063,724	
93			埼玉	川越	1984年 9月20日	2014年 5月29日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者期間の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	13,741	
94			広島	呉	1976年 10月20日	2016年 8月5日		1名	未払い	22,801	
95			東京	世田谷	2000年 6月8日	2017年 2月27日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金の決定後に支払いが保留となったまま、正しく年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,630,391	
96			説明誤り	愛知	大曾根	2016年 12月2日	2017年 3月28日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
97			長崎	長崎南	2016年 4月21日	2016年 5月30日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たすにもかかわらず、委託社会保険労務士が誤って受給要件を満たしていないため国民年金の任意加入が必要であると説明し国民年金の任意加入を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0	
98			岡山	岡山西	2017年 1月30日	2017年 3月16日	○機構本部から連絡があり、年金相談センターにおいて在職中であることから障害者特例の適用を請求できないにもかかわらず、障害者特例の請求ができると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害者特例の要件についての確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
99	埼玉	大宮	2017年 1月4日	2017年 2月16日	○担当部署において確認したところ、長期加入者の特例に該当しないにもかかわらず、長期加入者の特例に該当し年金の定額部分の支給が行われると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、長期加入者の特例の要件についての確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
100	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	愛媛	宇和島	2016年 11月11日	2017年 5月11日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
101			埼玉	大宮	2017年 2月27日	2017年 3月14日	○お客様から問合せがあり、雇用保険の受給状況の確認不足から、雇用保険との調整により老齢年金が支給停止されるにもかかわらず、委託社会保険労務士が支給されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
102	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	笠寺	1979年 5月1日	2015年 10月16日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険の第四種被保険者期間の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	15,024
103			千葉	船橋	1991年 7月25日	2012年 8月14日	○事務センターから連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の四種被保険者期間の有無等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,011,524
104	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	大阪	天満	1993年 3月11日	2016年 8月12日	○遺族年金請求時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	659,971
105			大分	別府	1993年 2月20日	2016年 10月26日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,907,975
106			東京	板橋	1979年 10月1日	2016年 7月12日		1名	未払い	2,751,734
107	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	広島	広島西	1999年 3月5日	2015年 2月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、旧農林共済の退職共済年金の対象期間として決定すべき旧農林共済組合期間を老齢厚生年金の対象期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,883
108			埼玉	川越	1999年 10月7日	2016年 8月30日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	333,650
109			岐阜	大垣	2002年 5月28日	2016年 10月14日		1名	過払い	2,359,490

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
110	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	京都	舞鶴	2000年 11月19日	2015年 11月9日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、一時金決定済の期間を共済組合加入期間として老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	753,390
111			富山	富山	2011年 12月1日	2016年 12月19日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	50,653
112			神奈川	高津	1986年 7月1日	2015年 8月19日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,270,824
113			長野	長野南	2005年 5月12日	2016年 6月13日	●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,719,456
114			埼玉	川越	1994年 1月30日	2016年 12月2日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,258,150
115			大阪	天王寺	1999年 9月16日	2016年 8月4日	●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,382,919
116			東京	池袋	2004年 3月19日	2014年 10月17日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,100,649
117			山梨	大月	1988年 11月2日	2016年 5月6日	○機構本部から連絡があり、職歴等の確認不足により旧令共済記録の算入を漏らし、老齢年金の決定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	801,614
118			山形	米沢	1989年 6月15日	2016年 4月4日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済の退職年金の対象期間として決定すべき旧農林共済組合期間を通算老齢年金の対象期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	75,432
119			長崎	諫早	2008年 8月28日	2016年 6月20日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済の退職共済年金の対象期間として決定すべき旧農林共済組合期間を通算老齢年金の対象期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,234,531

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
120	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	山口	山口	2008年 5月26日	2016年 8月19日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、受給資格があるにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金の決定をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別支給の老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	70,451
121			大阪	堀江	1987年 3月頃	2016年 10月26日	○機構本部から連絡があり、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,317,148
122	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2017年 4月3日	2017年 4月26日	○お客様から問合せがあり、厚生年金被保険者記録があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず、老齢基礎年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。初回支払日に間に合うよう訂正処理を行い、お客様に正しい年金をお支払いしました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
123			岐阜	高山	1983年 8月21日	2014年 3月11日	○担当部署において確認したところ、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	105,600
124			岩手	一関	1999年 1月21日	2016年 7月4日	○担当部署において確認したところ、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,800,888
125			石川	七尾	1992年 3月頃	2016年 1月18日	○担当部署において確認したところ、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	558,436
126			佐賀	武雄	1988年 1月1日	2017年 2月1日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	97,842
127			東京	練馬	1982年 3月16日	2016年 1月28日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	361,976
128			京都	中京	1975年 10月20日	2016年 4月1日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,073,729
129			福島	会津若松	1980年 9月26日	2015年 11月26日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,786,065
130	鳥取	米子	1994年 8月頃	2016年 12月5日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	88,171		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
131	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	1980年 10月頃	2016年 4月27日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で通算老齢年金及び老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,952,625
132			広島	呉	1997年 8月7日	2016年 5月6日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	5名	過払い	417,555
133			愛媛	今治	2008年 5月15日	2016年 3月28日		1名	過払い	97,600
134			青森	弘前	1997年 4月9日	2016年 2月26日		3名	過払い	144,996
135			新潟	上越	1997年 8月28日	2016年 2月26日		9名	過払い	802,218
136			神奈川	横浜中	1998年 4月30日	2016年 2月22日		2名	過払い	193,265
137			神奈川	港北	1996年 12月4日	2015年 10月19日		3名	過払い	259,122
138			神奈川	横浜西	1997年 7月31日	2016年 3月2日		8名	過払い	933,126
139			福岡	小倉北	1998年 3月19日	2016年 5月23日		1名	過払い	109,312
140			東京	中野	1998年 8月20日	2016年 4月18日		1名	過払い	94,305
141			兵庫	須磨	2011年 3月10日	2016年 2月19日		2名	過払い	70,588
142			鹿児島	加治木	1995年 11月16日	2016年 4月8日		2名	過払い	26,238
143			愛知	一宮	1997年 7月31日	2016年 2月19日		4名	過払い	417,348
144			和歌山	和歌山東	1998年 6月18日	2016年 3月28日		4名	過払い	353,655
145			静岡	島田	2004年 3月25日	2016年 3月31日		5名	過払い	172,981
146			佐賀	佐賀	2003年 12月8日	2016年 2月19日		7名	過払い	546,240
147			東京	練馬	1997年 9月25日	2016年 5月16日		1名	過払い	105,852
148			京都	舞鶴	1997年 11月13日	2016年 3月16日		2名	過払い	428,085

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
149	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	大分	佐伯	1997年 5月1日	2016年 2月19日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	3名	過払い	294,954	
150			新潟	新発田	2014年 12月4日	2016年 4月14日		1名	過払い	18,011	
151			三重	四日市	1998年 1月29日	2016年 2月19日		4名	過払い	342,054	
152			奈良	奈良	1997年 4月14日	2016年 4月4日		2名	過払い	217,446	
153			徳島	徳島北	1997年 4月3日	2016年 5月6日		9名	過払い	976,364	
154			神奈川	小田原	1995年 11月9日	2016年 4月15日		5名	過払い	530,000	
155			茨城	水戸南	1996年 4月25日	2016年 5月13日		3名	過払い	382,710	
156			群馬	高崎	1998年 3月26日	2016年 4月5日		4名	過払い	434,310	
157			大阪	守口	1997年 6月19日	2016年 3月4日		1名	過払い	237,933	
158			愛知	岡崎	1997年 12月31日	2016年 4月8日		3名	過払い	191,002	
159			新潟	新潟西	1998年 9月10日	2016年 5月13日		1名	過払い	94,090	
160			東京	品川	1999年 9月16日	2016年 6月21日		1名	過払い	8,781	
161			新潟	新潟西	1999年 9月2日	2016年 2月24日		1名	過払い	38,650	
162			大分	大分	2005年 4月頃	2015年 11月20日		○機構本部から連絡があり、基金が代行返上されている期間の厚生年金被保険者記録が代行返上されておらず、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	179,550
163			埼玉	熊谷	2007年 12月4日	2014年 5月23日			1名	未払い	192,682
164	愛知	瀬戸	2006年 1月頃	2016年 6月10日	1名	未払い	2,421,706				
165	沖縄	コザ	1976年 9月17日	2017年 5月9日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	523,070			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
166	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	福岡	直方	1979年 8月頃	2016年 8月19日	○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	829,831
167			神奈川県	横浜南	1982年 10月27日	2016年 3月25日	○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	711,292
168			東京都	練馬	1981年 8月1日	2016年 5月20日		1名	未払い	59,041
169			東京都	世田谷	1985年 10月30日	2015年 6月4日		1名	未払い	240,300
170			愛知県	豊橋	1985年 7月3日	2016年 3月22日		1名	未払い	183,506
171			栃木県	宇都宮東	1983年 10月頃	2016年 2月22日	○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	761,550
172	配偶者の年金支給状 況の確認誤り	確認・決定誤り	島根県	出雲	1994年 12月頃	2016年 7月13日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,540,190
173			岡山県	岡山西	1993年 10月14日	2016年 10月14日		1名	未払い	5,000,285
174			福井県	福井	2005年 8月4日	2017年 2月14日	○年金相談時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,668,301
175			京都府	京都南	2005年 4月7日	2016年 10月19日	○年金相談センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	940,888
176			北海道	札幌北	1993年 8月5日	2014年 7月2日	○担当部署において確認したところ、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	943,585
177			福岡県	直方	1997年 10月14日	2016年 6月3日		1名	過払い	944,000

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
178	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸南	1987年 12月28日	2016年 11月10日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,457,449
179			大阪	吹田	2011年 2月26日	2016年 7月5日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	820,819
180			東京	北	1992年 5月20日	2016年 10月27日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	188,025
181			愛知	刈谷	2009年 2月21日	2016年 7月21日		1名	未払い	998,261
182			神奈川	川崎	2003年 5月1日	2017年 2月15日		1名	未払い	333,900
183			埼玉	浦和	1999年 8月30日	2015年 3月6日		1名	未払い	1,880,525
184			愛知	一宮	1996年 2月20日	2015年 6月12日		1名	未払い	2,341,971
185			北海道	事務センター	2016年 12月22日	2017年 3月16日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	24,920
186	配偶者の共済年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	大分	大分	2006年 5月22日	2016年 6月28日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,448,152
187			鹿児島	加治木	2009年 1月15日	2016年 12月28日		1名	未払い	967,686
188			鹿児島	川内	2008年 10月15日	2017年 2月23日		1名	未払い	1,039,817
189			福岡	直方	2005年 10月頃	2016年 8月19日		1名	未払い	1,573,615

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
190	配偶者の共済年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	2007年 11月26日	2016年 12月27日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,211,845
191			大阪	東大阪	2010年 2月3日	2016年 10月11日		1名	未払い	822,752
192			東京	八王子	2007年 8月25日	2017年 1月23日		1名	未払い	1,283,137
193			愛知	瀬戸	2009年 5月頃	2016年 10月5日		1名	未払い	890,058
194			岐阜	高山	2009年 12月2日	2017年 2月27日		1名	未払い	849,970
195			兵庫	東灘	2008年 4月26日	2016年 10月6日		1名	未払い	1,102,149
196			大分	大分	1997年 8月12日	2016年 6月1日		1名	未払い	3,513,312
197			山口	山口	2005年 1月31日	2016年 8月25日		1名	未払い	840,076
198			神奈川	横浜西	2009年 8月14日	2016年 8月30日		1名	未払い	801,910
199			奈良	大和高田	2006年 11月7日	2017年 2月7日		1名	未払い	1,457,739
200	在職時の年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	岐阜	岐阜南	1981年 11月1日	2016年 1月25日	○機構本部から連絡があり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	49,700
201			富山	富山	1976年 11月1日	2016年 2月22日		1名	未払い	24,422
202			長崎	諫早	1986年 6月20日	2016年 2月4日		1名	未払い	15,916
203			新潟	上越	1986年 9月2日	2016年 3月10日		1名	未払い	97,138
204			静岡	沼津	1985年 10月1日	2016年 4月7日		1名	未払い	79,063
205			福岡	直方	1984年 10月頃	2016年 6月22日		1名	未払い	273,775

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
206	在職時の年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	愛知	豊橋	1980年 10月1日	2016年 7月12日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	118,668
207			千葉	千葉	1983年 11月1日	2016年 7月20日		1名	未払い	283,483
208			京都	上京	1993年 10月頃	2016年 1月25日		4名	未払い	413,977
209	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2016年 7月14日	2016年 10月27日	○機構本部から連絡があり、繰下げ請求の老齢年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、繰下げ請求決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	141,867
210			説明誤り	大分	大分	2014年 11月12日		2016年 10月21日	1名	未払い
211		神奈川	横浜南	2015年 3月27日	2015年 5月15日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から繰上げ請求の年金の初回支払日について誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金請求後の支払スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
212		大阪	大手前	2014年 6月3日	2016年 11月16日	○機構本部から連絡があり、年金相談センターにおいて遺族厚生年金の受給権があることから、老齢年金の繰下げ請求ができないにもかかわらず、繰下げ請求ができると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時に繰下げ請求が可能かどうかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
213		遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	山形	新庄	1987年 4月30日	2015年 2月27日	○事務センターから連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り、老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い
214	北海道			北見	1990年 3月8日	2015年 6月25日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。		1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
215	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	静岡	三島	2005年 10月26日	2015年 12月4日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	849,393
216			石川	金沢北	2002年 5月16日	2016年 4月5日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	463,456
217			北海道	事務センター	1987年 3月1日	2017年 2月16日	○年金相談時の記録確認により、加入期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料について還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の四種被保険者期間の有無等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	214,069
218			宮城	仙台広域 事務センター	2017年 1月26日	2017年 3月13日	○お客様から問合せがあり、本来寡婦加算の加算は行われなくてもかかわらず、年金記録の確認不足から誤って寡婦加算を加算した遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、返納いただく年金はありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
219			埼玉	川越	2015年 10月6日	2016年 2月8日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により誤って他のお客様の基礎年金番号をもとに遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
220			北海道	事務センター	2017年 1月26日	2017年 3月3日	○年金事務所から連絡があり、戸籍謄本等に記載の死亡年月日の確認不足により、遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	107,602
221			東京	武蔵野	1991年 5月9日	2017年 4月27日	○担当部署において確認したところ、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、短期要件の遺族共済年金を受給している場合は長期要件の遺族厚生年金が不支給となること、誤って遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、遺族厚生年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	437,115
222			東京	武蔵野	1990年 2月3日	2017年 4月27日	○担当部署において確認したところ、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、短期要件の遺族共済年金を受給している場合は長期要件の遺族厚生年金が不支給となること、誤って遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、遺族厚生年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,008,354
223			東京	墨田	2007年 10月19日	2017年 1月27日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金相談時に短期要件の遺族厚生年金の受給権があることを見落としていたため、遺族厚生年金の請求を案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,007,018
				説明誤り						

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
224	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	南福岡	2007年 5月17日	2015年 7月16日	○お客様から問合せがあり、障害年金の審査時の確認不足により、障害認定結果の登録を誤り、本来1級にすべきところ2級として障害年金の額を改定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,422,105
225			機構本部	障害年金センター	2017年 3月23日	2017年 4月7日	○お客様から問合せがあり、障害年金の等級の変更を行う際に処理を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の額改定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	97,516
226			福岡	福岡広域事務センター	2016年 7月26日	2016年 10月26日	○機構本部から連絡があり、障害年金の審査時の確認不足により、障害厚生年金として決定すべきところ、誤って障害基礎年金の不支給決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	584,500
227			北海道	事務センター	2011年 7月1日	2017年 2月6日	○市町村から連絡があり、市町村から提出された所得情報が誤っていたため、障害基礎年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市町村から、所得情報の提供に当たり確認を徹底すると報告がありました。	2名	未払い	787,298
228			説明誤り	熊本	熊本西	2016年 11月24日	2017年 3月21日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に納付要件の確認不足から、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし
229		愛知		名古屋北	2016年 1月8日	2016年 8月10日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に納付要件の確認不足から、本来請求できない障害厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
230		高知		南国	2016年 7月21日	2016年 11月22日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に納付要件の確認不足から、委託社会保険労務士が本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
231		沖縄		浦添	2015年 4月9日	2016年 7月11日	○お客様から問合せがあり、納付要件の確認不足から、障害年金の請求ができるにもかかわらず、障害年金の請求はできないと案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	792,100

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
232	加給年金の誤り	確認・決定誤り	福岡	小倉南	1993年 9月20日	2016年 7月19日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,948,112
233			大阪	枚方	1989年 2月2日	2016年 8月31日		1名	未払い	6,142,121
234			福井	福井	1987年 6月13日	2017年 2月2日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,580,325
235			石川	金沢北	1994年 6月1日	2016年 4月26日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	204,207
236			千葉	幕張	1996年 11月7日	2016年 12月22日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,071,234
237			広島	呉	2004年 8月26日	2017年 1月30日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	66,216
238			長崎	諫早	2002年 2月7日	2017年 1月19日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	194,775
239			石川	金沢北	1992年 8月3日	2016年 12月13日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	352,427
240			佐賀	佐賀	1995年 5月25日	2016年 9月9日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	173,291
241			山形	山形	1996年 2月29日	2017年 1月5日		1名	未払い	958,991
242	大阪	難波	2001年 12月21日	2017年 3月1日		1名	未払い	222,600		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
243	加給年金の誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山西	2002年 6月14日	2017年 2月27日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,426,940
244			大阪	難波	2004年 3月17日	2017年 2月16日		1名	未払い	1,633,450
245			富山	砺波	1995年 7月6日	2017年 2月10日		1名	未払い	35,416
246			福岡	小倉北	1997年 4月頃	2017年 2月8日		1名	未払い	998,204
247			兵庫	東灘	1994年 11月21日	2016年 10月5日		1名	未払い	21,458
248			神奈川	高津	1992年 5月20日	2016年 6月2日		1名	未払い	78,290
249			富山	富山	2016年 8月18日	2016年 8月24日		○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来加給年金額の加算を停止すべきところ停止の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、加給年金額の加算状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い
250	大分	佐伯	1991年 3月7日	2016年 12月22日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,123,690		
251	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	福岡	西福岡	1997年 4月頃	2017年 1月12日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,168,188
252			東京	青梅	2001年 3月7日	2016年 11月1日		1名	未払い	3,414,454
253			大阪	天王寺	1999年 2月4日	2016年 11月29日		1名	未払い	3,396,902
254			群馬	前橋	2002年 10月12日	2017年 2月6日		1名	未払い	2,313,284
255			大阪	枚方	1994年 7月14日	2017年 1月23日		1名	未払い	3,490,402
256			愛知	笠寺	1995年 4月19日	2017年 2月17日		1名	未払い	4,456,288

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
257	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	埼玉	浦和	1997年 11月24日	2017年 1月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,638,734
258			静岡	浜松東	1996年 11月14日	2016年 11月16日		1名	未払い	2,541,170
259			東京	大田	1999年 3月29日	2017年 1月30日		1名	未払い	3,334,575
260			北海道	帯広	1989年 12月10日	2017年 3月16日		1名	未払い	5,716,176
261			埼玉	熊谷	1996年 3月頃	2017年 1月31日		1名	未払い	2,779,992
262			新潟	新潟東	1991年 10月14日	2016年 12月2日		1名	未払い	5,718,451
263			新潟	上越	1991年 12月20日	2017年 2月8日		1名	未払い	4,608,781
264			大阪	堺東	2011年 9月22日	2017年 2月13日		1名	未払い	559,926
265			鹿児島	川内	1995年 4月6日	2017年 2月14日		1名	未払い	4,456,287
266			高知	南国	1991年 6月頃	2017年 2月8日		1名	未払い	3,369,212
267			埼玉	熊谷	1999年 6月頃	2017年 1月19日		1名	未払い	3,197,620
268			神奈川	横浜南	1992年 11月19日	2017年 1月24日		1名	未払い	4,608,780
269			大阪	堺西	1994年 6月30日	2017年 1月20日		1名	未払い	3,744,155
270			群馬	高崎	1999年 1月21日	2017年 1月17日		1名	未払い	2,443,185
271			埼玉	熊谷	1999年 11月頃	2016年 12月7日		1名	未払い	3,077,138
272	兵庫	西宮	1998年 3月31日	2016年 6月8日	1名	未払い	3,797,544			
273	大阪	天王寺	1992年 1月20日	2016年 11月7日	1名	未払い	4,608,811			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
274	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	1992年 8月14日	2016年 12月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,377,183	
275			滋賀	大津	1992年 4月19日	2017年 2月10日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,513,240	
276			新潟	三条	2000年 11月6日	2016年 9月14日		1名	未払い	2,738,663	
277			東京	北	1999年 3月25日	2016年 11月28日		1名	未払い	2,070,720	
278			岐阜	高山	1996年 3月31日	2017年 2月27日		1名	未払い	4,417,643	
279			福井	武生	1993年 4月28日	2016年 12月2日		1名	未払い	4,980,665	
280			沖縄	コザ	1997年 3月1日	2017年 2月2日		1名	未払い	3,697,400	
281			東京	練馬	1997年 1月19日	2016年 7月11日		1名	未払い	3,837,822	
282			東京	北	2001年 9月21日	2016年 10月14日		1名	未払い	1,776,784	
283			大阪	東大阪	1995年 5月9日	2016年 11月21日		1名	未払い	4,067,280	
284			神奈川	横浜南	1992年 11月19日	2016年 12月7日		1名	未払い	5,557,443	
285			島根	松江	1988年 9月21日	2016年 10月31日		1名	未払い	5,305,628	
286			群馬	高崎	1998年 8月20日	2016年 10月18日		○お客様から問合せがあり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,237,777

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
287	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	福島	平	1989年 7月6日	2017年 2月28日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,428,065
288			東京	世田谷	2002年 1月31日	2016年 6月21日	○機構本部から連絡があり、配偶者の障害年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,454,540
289			大阪	堀江	2004年 2月12日	2015年 11月11日	○担当部署において確認したところ、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,118,616
290			埼玉	川越	1988年 11月9日	2016年 6月9日		1名	未払い	891,800
291			山梨	甲府	1987年 8月6日	2016年 12月26日		1名	未払い	4,798,318
292			大阪	今里	1992年 6月4日	2016年 11月16日	○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,435,503
293			茨城	水戸北	1994年 7月7日	2017年 1月24日		1名	未払い	4,016,955
294			新潟	新発田	2004年 8月31日	2017年 2月2日		1名	未払い	1,103,898
295			滋賀	彦根	2002年 3月6日	2016年 8月15日		○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
296			愛知	名古屋北	1991年 10月20日	2016年 6月3日	1名		未払い	5,398,571
297			埼玉	春日部	1996年 12月12日	2016年 9月29日	1名		未払い	4,000,101
298			埼玉	浦和	1991年 8月2日	2016年 11月24日	1名		未払い	4,494,832
299			岐阜	美濃加茂	1990年 6月2日	2016年 11月14日	1名		未払い	3,054,718
300			高知	南国	2000年 5月頃	2016年 12月13日	1名	未払い	1,869,726	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
301	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	三重	津	1994年 4月27日	2016年 8月16日	○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,622,435
302			埼玉	大宮	1998年 6月6日	2015年 4月27日		1名	未払い	3,505,105
303			千葉	千葉	1993年 1月28日	2017年 2月6日		1名	未払い	5,328,819
304			岩手	一関	1996年 5月20日	2017年 2月1日		1名	未払い	4,304,955
305			神奈川	高津	1996年 11月14日	2017年 2月15日		1名	未払い	2,926,541
306			神奈川	横浜南	1995年 4月26日	2016年 12月8日		1名	未払い	2,926,533
307			兵庫	須磨	1998年 1月1日	2016年 10月11日		1名	未払い	710,833
308			愛知	半田	1991年 12月頃	2016年 2月3日		1名	未払い	5,048,315
309					岡山	倉敷東		1991年 4月1日	2014年 12月25日	○他の年金事務所から連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。
310	再裁定の誤り	確認・決定誤り	滋賀	事務センター	2009年 1月13日	2016年 6月30日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の判明に伴い老齢年金の再裁定を行うべきところ、老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	56,637
311			群馬	高崎	2007年 9月12日	2015年 12月8日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,725

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
312	再裁定の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌北	1996年 9月18日	2014年 6月3日	○事務センターから連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,367,987
313			北海道	札幌北	1995年 5月31日	2014年 6月3日		1名	未払い	98,225
314			京都	京都南	1981年 11月頃	2016年 4月26日	○事務センターから連絡があり、年金記録の判明に伴い老齢年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	49,294
315			大阪	堺西	1987年 1月頃	2016年 4月15日	○事務センターから連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から先発の通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	114,880
316			大阪	淀川	1982年 11月20日	2016年 4月12日		1名	未払い	1,720
317			奈良	奈良	1974年 8月20日	2015年 11月5日		1名	未払い	151,319
318			北海道	帯広	2008年 2月13日	2017年 1月25日	○担当部署において確認したところ、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,567
319			北海道	函館	2008年 2月5日	2017年 1月24日		1名	未払い	8,925
320			兵庫	須磨	2012年 6月1日	2017年 1月24日		1名	未払い	10,790
321			広島	広島西	2007年 7月18日	2017年 1月27日		1名	未払い	22,303
322			北海道	函館	2009年 8月20日	2017年 1月24日		1名	未払い	18,781
323			北海道	函館	2009年 3月30日	2017年 1月23日		1名	未払い	9,474
324			北海道	函館	2015年 9月28日	2017年 1月24日		○担当部署において確認したところ、年金決定後に国民年金保険料が納付されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後に国民年金保険料の納付が行われた場合には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
325	再裁定の誤り	確認・決定誤り	機構本部	年金給付部	2009年 2月10日	2017年 3月1日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から年金額仮計算書の提出を案内すべきところ、案内が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金をお支払いします。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	133名	未払い	2,735,704
326			大阪	天王寺	1985年 7月頃	2016年 3月29日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から先発の通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	1,181
327			富山	富山	1986年 3月6日	2016年 2月17日	●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,270
328			兵庫	須磨	2008年 5月20日	2017年 2月3日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	2,957
329			兵庫	須磨	2009年 6月18日	2017年 1月26日	●担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	17,876
330			神奈川	横浜南	2013年 7月21日	2017年 1月24日		1名	未払い	15,570
331			京都	京都南	2009年 5月19日	2017年 1月23日		1名	未払い	1,250
332			神奈川	横浜南	2014年 8月15日	2016年 8月15日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い老齢年金と障害年金の再裁定を行うべきところ、障害年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,964,164
333			静岡	島田	1980年 12月1日	2016年 3月15日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い老齢年金と障害年金の再裁定を行うべきところ、老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行いました。障害年金を選択していたため、老齢年金に未払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
334			宮崎	宮崎	1988年 4月24日	2016年 4月27日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の決定時に障害年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から障害年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	131,020
335			福島	平	1985年 9月5日	2016年 7月12日	●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	116,768
336			兵庫	須磨	1983年 9月1日	2016年 2月29日		1名	未払い	2,800,806

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
337	再裁定の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜中	1978年 1月31日	2015年 12月18日	○機構本部から連絡があり、遺族年金の決定時に老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の決定を行う際は、配偶者が受給していた老齢年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	29,762		
338			大阪	天王寺	1997年 1月頃	2016年 5月12日		1名	未払い	6,378,399		
339			広島	三次	2009年 6月4日	2016年 3月17日		1名	未払い	260,046		
340			埼玉	川越	1976年 8月1日	2016年 2月12日		1名	未払い	507,417		
341			佐賀	佐賀	1997年 2月6日	2016年 6月22日		○機構本部から連絡があり、老齢年金決定後の厚生年金基金の代行返上による記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	360,901	
342	支給停止基準額の変更に伴う年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌西	1978年 4月1日	2015年 12月24日	○機構本部から連絡があり、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	850,770		
343			埼玉	川越	1976年 8月1日	2016年 2月23日		○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	14,822	
344			大阪	天王寺	1984年 6月頃	2016年 3月30日			1名	未払い	86,782	
345			東京	八王子	1980年 6月1日	2016年 3月30日			○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	24,208
346			大阪	天王寺	1979年 6月頃	2016年 2月19日				1名	未払い	111,475
347	広島	三次	1986年 4月20日	2016年 6月10日	1名	未払い	31,230					
348	年金選択の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜南	2008年 12月頃	2016年 4月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、確認不足から老齢厚生年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,433,797		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
349	年金選択の誤り	確認・決定誤り	機構本部	中央年金センター	2016年 3月15日	2017年 3月22日	<p>○お客様から問合せがあり、年金選択申出書の処理時に確認不足から年金の支払保留の解除の処理を漏らしたことに正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	1,328,922
350			機構本部	中央年金センター	2015年 4月28日	2016年 4月1日	<p>○担当部署において確認したところ、基金代行返上による年金額改定に伴い年金の停止額の見直しを行うべきところ、年金受給状況の確認不足から正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	4名	過払い	216,360
351			機構本部	中央年金センター	2016年 6月7日	2016年 7月6日	<p>○事務センターから連絡があり、年金の選択処理における調整額の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	452,238
352			東京	池袋	1997年 1月29日	2016年 12月14日	<p>○事務センターから連絡があり、遺族厚生年金と遺族共済年金を併せて受給できるにもかかわらず、確認不足から遺族厚生年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	705,651
353			山梨	大月	2004年 4月16日	2015年 7月24日	<p>○事務センターから連絡があり、老齢基礎年金と遺族厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、選択処理を誤り、老齢基礎年金を支給停止していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	3,993,646
354			愛知	名古屋広域 事務センター	2007年 8月12日	2015年 11月27日	<p>○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金決定時の遺族共済年金との選択処理において、遺族厚生年金の支払いを誤って保留にしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	1,092,020
355			滋賀	事務センター	2016年 10月28日	2016年 12月19日	<p>○機構本部から連絡があり、年金受給状況の確認不足から年金受給選択申出書を誤って処理し、申出内容と相違する年金選択処理を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金決定時の選択申出書記載内容の確認について徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	46,697

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
356	年金選択の誤り	確認・決定誤り	機構本部	中央年金センター	2017年 1月16日	2017年 3月1日	○内部点検により、年金の選択処理における登録誤りにより、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	238
357		説明誤り	埼玉	川越	2015年 11月2日	2016年 2月3日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に年金記録の確認不足から、年金受給選択申出書を届出いただく必要があるにもかかわらず、委託社会保険労務士が届出が必要であることを説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申出書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	31,025
358			大分	佐伯	2014年 12月1日	2016年 2月3日	○お客様から問合せがあり、傷病手当金の支給状況の確認不足から傷病手当金を受給していることを考慮しないで障害厚生年金の選択について説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に年金の選択方法のご意向を確認した上で訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、傷病手当金を受給している場合の障害厚生年金の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,300
359	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	機構本部	中央年金センター	2017年 4月14日	2017年 4月21日	○年金事務所から連絡があり、未支給年金請求書の記載内容の確認不足から金融機関コードの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	307,275
360	年金決定時の氏名登録の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2017年 1月19日	2017年 3月16日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の処理時の確認不足から氏名の登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。誤った氏名の年金証書を回収し、正しい氏名の年金証書を送付しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
361		入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2017年 1月12日	2017年 2月13日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に氏名の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。誤った氏名の年金証書を回収し、正しい氏名の年金証書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
362	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	福岡	八幡	2017年 1月20日	2017年 2月27日	○お客様から問合せがあり、年金担保融資を受けている場合は融資手続きを行った金融機関にて年金振込口座の変更手続きを行うべきところ、確認不足から年金受給権者受取機関変更届を受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金担保融資を受けている場合の年金振込口座の変更手続きについて周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
363	年金の振込金融機関にかかる誤り	入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2017年 2月21日	2017年 4月20日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	42,503
364			広島	広島広域事務センター	2017年 1月19日	2017年 4月21日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の処理時に委託業者が金融機関コードの入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	139,767
365	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	東京	世田谷	2009年 2月20日	2016年 1月25日	○年金相談時の記録確認により、確認不足により誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
366			東京	練馬	2014年 2月3日	2016年 8月24日	○他の年金事務所から連絡があり、確認不足により誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	714,970
367			神奈川県	横浜南	2015年 10月30日	2017年 4月14日	○他の年金事務所から連絡があり、確認不足により誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたこと及びその統合処理による誤った記録に基づき標準報酬改定請求の処理を進めていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金記録について訂正処理を行いました。また、標準報酬改定請求について正しい記録に基づき改定処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0
368	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	富山	砺波	1987年 12月25日	2017年 5月8日	○事務センターから連絡があり、障害年金の受給権発生日以降は法定免除となるため国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い特別一時金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の支給を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,350
369	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	福岡	東福岡	2017年 1月12日	2017年 1月12日	○担当部署において確認したところ、確認不足から委託社会保険労務士が標準報酬改定請求に必要な書類について誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
370	障害厚生年金加算額対象者不該当届の誤り	確認・決定誤り	機構本部	中央年金センター	2016年 9月26日	2017年 3月2日	○お客様から問合せがあり、障害厚生年金加算額対象者不該当届について、誤って処理不要としたため、子の加算額の停止が行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、障害厚生年金加算額対象者不該当届の処理時に加算額対象者情報の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	74,833

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
371	年金の支払保留の誤り	確認・決定誤り	奈良	桜井	2009年 1月29日	2017年 3月13日	○お客様から問合せがあり、確認不足から住民票情報の登録を誤っていたことが判明しました。その結果、お亡くなりになっていないお客様に死亡保留の処理が行われました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払いは生じませんでした。 ●担当部署において、住民票情報の登録時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
372	年金受給権者氏名変更届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 2月27日	2017年 4月12日	○お客様から問合せがあり、確認不足から年金受給権者氏名変更届の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金受給権者氏名変更届の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
373	年金給付関係書類の 説明誤り	説明誤り	機構本部	相談・サービ ス推進部	2017年 3月10日	2017年 3月28日	○担当部署において確認したところ、確認不足から委託業者が租税条約に関する届出書の対象国についての説明を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対し、租税条約に関する届出書の対象国について周知しました。	1名	なし	0
374			福岡	小倉北	2017年 4月19日	2017年 4月26日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が年金請求時に必要のない所得証明書を提出するよう説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
375			山形	山形	2017年 1月10日	2017年 1月12日	○お客様から問合せがあり、年金請求時に必要な書類として65歳到達日以降に発行された住民票が必要にもかかわらず、委託社会保険労務士が説明を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
376			北海道	小樽	2017年 2月28日	2017年 4月5日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の事前送付の対象とならない方に対し、市町村が誤って事前送付の対象であると案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市町村に対し、年金請求書の事前送付の対象であるかの確認を徹底するよう依頼しました。	3名	なし	0
377	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	機構本部	年金給付部	2017年 6月5日	2017年 6月6日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金振込通知書を作成する際、通知書の一部に誤った記載をし、送付していたことが判明しました。 ●該当するお客様へお詫びの文書と正しい年金振込通知書を送付しました。 ●担当部署における検査を徹底するとともに、委託業者に対し、通知書等の印刷時の確認を徹底するよう指導しました。	4,311名	なし	0
378	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	兵庫	豊岡	2014年 7月21日	2016年 4月10日	○担当部署において確認したところ、高齢基礎年金額加算開始事由該当届等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	9名	未払い	10,519,609

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
379	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延	新潟	新潟東	2007年 3月7日	2014年 9月29日	○担当部署において確認したところ、記録判明に伴い年金額仮計算書の提出を案内すべきところ漏れていたため、再裁定の処理を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、お客様に年金額仮計算書を提出いただきました。機構本部へ進達し再裁定処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時の年金額仮計算書の確認を徹底するよう周知しました。	32名	その他	7,650,658
380			兵庫	豊岡	2009年 11月頃	2015年 2月13日		10名	その他	6,169,128
381			大阪	難波	2007年 11月8日	2015年 4月3日		2名	未払い	12,865,501
382			群馬	高崎	2013年 12月26日	2016年 1月15日		1名	なし	0
383			大阪	市岡	2007年 12月頃	2015年 1月23日		22名	その他	14,361,622